平成２２年（フ）第２号
宮崎県日南市吾田西２丁目１番８号　コーポエクレセンス101号、住民票上の住所大阪府堺市東区日置荘原寺町25番地16
債務者　竹野　瑞枝（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
宮崎県日南市北郷町郷之原甲1610番地　宮鶴団地51―２―３号、前住所宮崎県日南市北郷町郷之原乙1978番地
債務者　船ケ山由香
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
宮崎県都城市蓑原町9051番地２
債務者　山下　雅彦
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３９号
宮城県柴田郡大河原町字新古川６番地22　Ｃ棟
債務者　熊谷　俊弘
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第８５号
秋田市楢山登町11番１号
債務者　阿部　　香（旧姓那須川）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅６―102号
債務者　伊藤三枝子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
福島県伊達郡国見町大字徳江字親郷６番地イ
債務者　佐野　祐樹
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
長野市新田町1485―１長野市もんぜんぷら座４階　日本司法支援センター法テラス長野法律事務所内、住民票上の住所長野市大字南長野南石堂町1318番地２宮尾ハイツ301
債務者　武山由美子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
長野市西三才2285番地１、前住所長野市大字北堀683番地10
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
名古屋市千種区今池５丁目14番４号　ライオンズマンション今池505号
債務者　荻野　耕一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９８号
名古屋市天白区島田黒石719番地　佐野マンション303号
債務者　君田アキ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
徳島県那賀郡那賀町和食郷字北地327番地
債務者　佐藤　儀一
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７８号
徳島県阿南市富岡町あ石６番地20
債務者　荒川　　満
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７９号
徳島県阿南市畭町三田89番地
債務者　樋口　健二（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第８１号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地110　734号
債務者　梅本　福巳
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１０２４号
高知市薊野北町２丁目11番６号　西泉荘203号
債務者　和田　吉正
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８号
高知市六泉寺町131番地１　サンコートヨコヤマⅡ―102号
債務者　北代亜衣果
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係